

県内部における検討

○ WG による検討(H24 年度)と県議会常任委員会への報告

- ・ WG を設置し、文化交流ゾーンの今後の方向性や、ゾーンを構成する各施設の運営のあり方について検討
- ・ 常任委員会では、WG の検討内容を報告し、特に、各施設の運営についての基本的な考え方を表明

「文化交流ゾーン」を構成する各施設の連携強化について

1 これまでの経緯

- ・ 平成 26 年の新県立博物館の整備を契機に、美術館を含めた総合文化センターの周辺地域を「文化交流ゾーン」と捉え、文化芸術活動や生涯学習活動の中核的な拠点機能を充実するため、施設の連携を一層強化して相乗効果を高め、集積の効果を発揮する観点から、平成 24 年度には、部内にワーキングを設置して、「文化交流ゾーン」の今後の方向性や、「文化交流ゾーン」を構成する各施設の運営のあり方を検討しました。
- ・ このワーキングにおいては、「文化交流ゾーン」の今後の方向性について、
 - ①「文化交流ゾーン」のめざす姿
 - ②「文化交流ゾーン」のミッション
 - ③具体的な連携方策(例示)という形で整理するとともに、「文化交流ゾーン」を構成する各施設の運営のあり方について、
 - ① 地方独立行政法人化
 - ② 指定管理者制度の活用
 - ③ 直営(現在の運営形態を前提とした連携強化)の 3 つの手法について検討しました。
- ・ ワーキングの検討結果の概要は、別紙のとおりであり、「2 運営についての基本的な考え方」等とともに、本年 3 月の環境生活農林水産常任委員会においてご報告したところです。

2 運営についての基本的な考え方

ワーキングにおける検討結果もふまえ、「文化交流ゾーン」を構成する各施設の運営について基本的な考え方を次のとおりとしたいと考えています。

- (1) 県民サービスの向上に向けて、各施設の独自性を生かしつつ、一体的に組織運営や事業を行えること
- (2) 経営の自由度を高め、柔軟な発想や創意工夫が生かせるとともに、経営努力が反映される運営手法とすること
- (3) 学芸業務等の専門性の高い業務については、継続性・専門性・計画性を担保できる運営手法とすること

3 今後のスケジュール

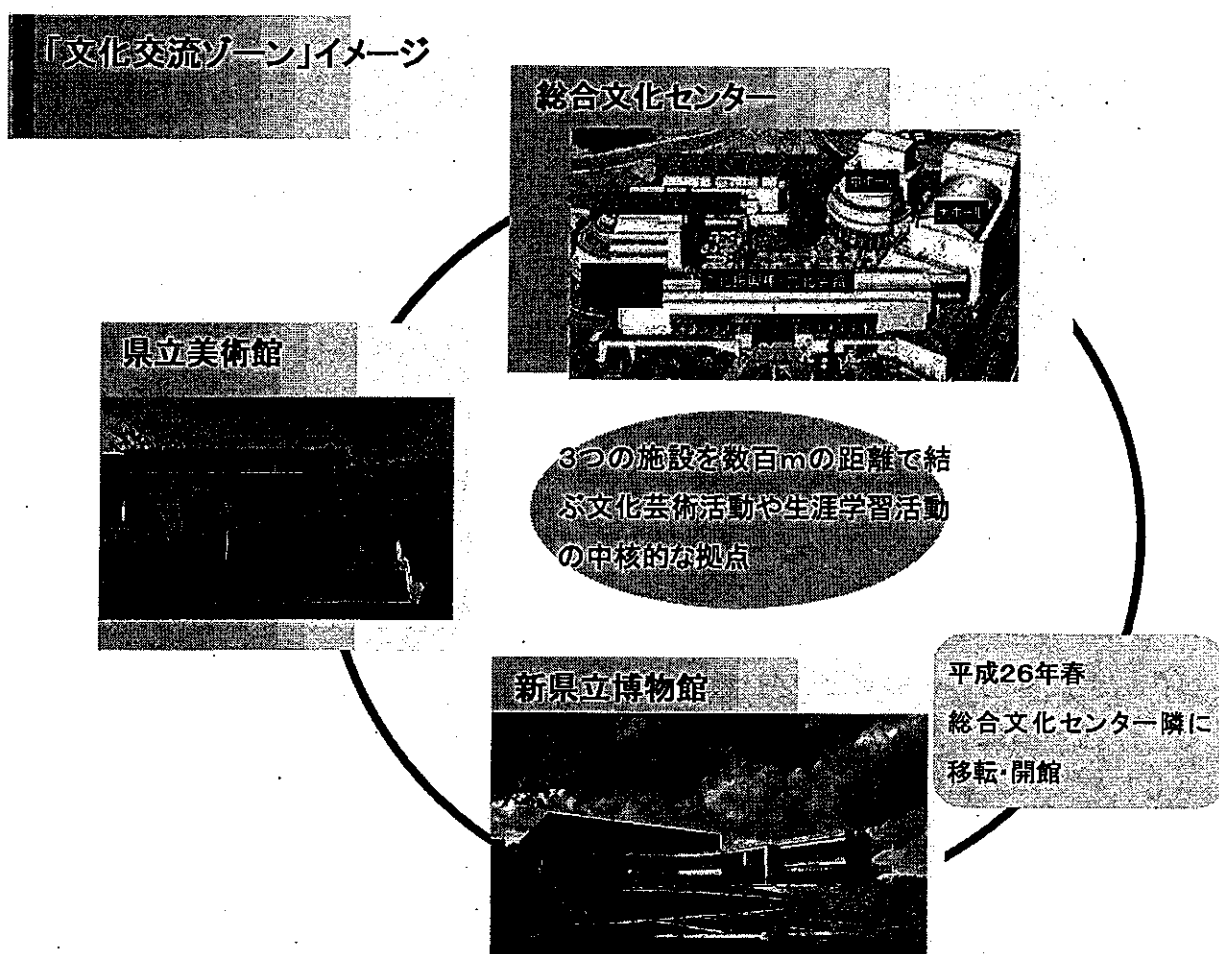
今後は次のようなスケジュールで進めたいと考えています。

平成 25 年度 知事の諮問機関である「三重県文化審議会」において、新しい「文化振興方針(仮称)」の策定について審議していただくこととしていますが、同審議会に「文化交流ゾーン検討部会」(仮称)を設置し、「文化交流ゾーン」を構成する施設の連携強化や運営のあり方を調査・審議(中間案に向けて検討)

上記を踏まえ、運営手法等について具体的に検討し、指定管理に向けてめざす姿や仕様等を整理

平成 26 年度 指定管理者の選定

平成 27 年度 新たな運営手法の導入



ワーキングにおける検討結果(概要)

(1)「文化交流ゾーン」の今後の方向性

これまでも各施設が一体的な情報発信や共通テーマによる連携事業の実施に取り組んできたが、施設間で連携の意識が十分共有されず、継続的、効果的な取組には至っていない。

今後は「文化交流ゾーン」のめざす姿やミッションを共有したうえで、それぞれの持ち味を最大限に生かした持続可能な連携をめざす必要がある。

引き続き議論する必要があるが、現時点で整理しためざす姿、ミッション、連携方策は以下のとおりである。

①「文化交流ゾーン」のめざす姿

より多くの人を訪れ、さまざまな文化に接し、感性を高めることができるような場

②「文化交流ゾーン」のミッション

- ・ 三重の文化の持つ多様な魅力を県内外に発信するとともに、日本や世界の文化を体感できる機会を提供する
- ・ 施設の魅力を総合的にアピールすることにより、「何かあるかもしれない」というワクワク感・期待感を醸成する
- ・ 施設相互の連携による新たな価値の創出や、誰もが楽しみ、学び、交流することができる場の提供により、知的好奇心・向上心を刺激する
- ・ 県の文化振興・生涯学習の中核としてセンター機能を発揮することにより、市町や地域の拠点を支援し、連携を進めるとともに、連携のノウハウや成果を全県域に展開する

③具体的な連携方策(例示)

「文化交流ゾーン」のミッションを果たすためには、個々の施設がその使命や活動理念に基づき一層機能を強化するほか、「文化交流ゾーン」として、次表のような連携方策を検討することが求められる。

類 型	内 容	具体的な連携方策例
I 基本的な施設間連携(相互協力)	(1)事業(長期的な視点から行うもの、単年度のもの)	連携事業の実施(統一テーマによる企画展等の実施、各施設の機能や場所の相互活用)
	(2)広報	広報における相互協力(他施設の取組を紹介するコーナーの設置等)

	(3) 施設の管理運営	利用者サービスの向上（駐車場の効率的な利用のための調整等）
Ⅱ「文化交流ゾーン」の展開に向けた連携	(1) 一体感の醸成	・情報発信力の強化（一体的な広報、グッズ開発、共通デザイン・標語・キャラクターの採用等） ・相互利用の促進（観光ツアーコース、学校遠足・社会見学プログラムの企画、共通チケットによる割引制度の導入、巡回バスの運行など施設間アクセスの利便性向上、プロムナード整備や散策ルートの設定等） ・地域との連携（地域の商店や関連施設との連携、地元デーの実施等）
	(2) 全県域への事業展開	・移動展、アウトリーチ活動の計画的な実施（施設間の調整、プランの作成等） ・バスツアーの企画運営

（２）施設の運営のあり方

施設の運営のあり方として、①地方独立行政法人化、②指定管理者制度の活用、③直営（現在の運営形態を前提とした連携強化）の３つの手法について検討した。

①地方独立行政法人化

国においては、文化施設の管理運営を行う独立行政法人も設置されているが、現行の地方独立行政法人制度においては、文化施設の管理運営は対象業務とされていない。（政令改正が必要）

ただ、「法人の創意工夫を活かした機動的で柔軟な対応が可能となる」、「評価委員会による業績評価などを通じた業務改善サイクルが確立され、サービス・質の向上が期待できる」などの効果が期待できることから、将来的には地方独立行政法人化することも視野に、引き続き、対象とする施設の範囲や法人の種別等とともに、国への働きかけについて検討することが望ましい。

②指定管理者制度の活用

直営の場合に比べ、創意工夫を生かした組織運営や経営努力が予算に反映される仕組みの導入など利用者へのサービスの向上、コストの縮減、あるいは財政面のインセンティブにおいて効果が期待できる。

なお、すべての業務を指定管理とする方式（全部指定管理）と学芸業務等の基幹業務は直営とし、その他の業務（総務、広報、施設の維持管理業務等）を指定管理とする方式（一部指定管理）が考えられるが、それぞれの効果と懸念される点は次のとおりである。

全部指定管理

（効果）

- ・指揮命令系統がわかりやすい
- ・より総合的な視点からの事業展開が可能となる

（懸念される点）

- ・各施設が持つ「社会の公共財」としての役割は本来的に行政が担うべきであり、外部の団体に委ねる場合は、その機能が担保できるよう配慮する必要がある（「公」であることの信頼感や、「公」の立場として行う地域支援活動などが維持できなくなる恐れがある）
- ・業務の継続性や公益性を担保するためには職員の派遣が必要だが、制度上派遣を継続することには制約がある

一部指定管理

（効果）

- ・学芸業務等の基幹業務の継続性や公益性を担保できるとともに、県の方針や考えを反映しやすい

（懸念される点）

- ・指揮命令系統が複雑化することで業務の分担や責任の範囲が不明確になり、調整に労力を要する
- ・指定管理者が施設の経営において自由度や独自性を発揮できる範囲が限られる

③直営（現在の運営形態を前提とした連携強化）

現在の運営形態を前提に、例えば、中長期的な視点で企画調整を行い、連携強化に取り組むことができるような仕組み（館長等会議や企画担当者会議等による企画調整、事業の進捗管理）を構築することが考えられるが、予算面など一定の制約があるものと思われる。

以上のように、3つの手法には、それぞれにメリットやデメリットが考えられるが、「文化交流ゾーン」を構成する施設の連携を一層強化して相乗効果を高め、集積の効果を発揮するためには、次の2点に留意することが必要である。

- (i) 各施設が「文化交流ゾーン」のめざす姿やミッションを共有したうえで、一体感を持って組織運営や事業を行うこと。
- (ii) 「文化交流ゾーン」を統括し、次のような機能が発揮できるような運営の仕組みを検討すること。
 - ・事業計画段階から情報を集約・共有し、事業の実施に向けて調整する機能
 - ・柔軟に経営資源を配分し、予算を効率的に執行する機能